

○第160回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成30年6月13日（水）14：00～16：04

議事概要：

（１）農薬（イソプロチオラン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.12 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、水稻、りんご等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、みかんへの適用拡大申請がされています。

（２）農薬（シクロピリモレート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、シクロピリモレートの一日摂取許容量（ADI）を0.063 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。

（３）農薬（イソピラザム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、イソピラザムの一日摂取許容量（ADI）を0.055 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、りんご、トマト等に使用します。今回、おうとうへの適用拡大申請がされています。

（４）農薬（スピネトラム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、スピネトラムの一日摂取許容量（ADI）を0.024 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、水稻、トマト等に使用します。今回、さといも、しゅんぎく等への適用拡大申請がされています。

（５）その他

・「農薬に関する食品健康影響評価指針（仮称）の策定について（事務局案）」が審議され、指針の策定に向けて今後幹事会で議論することとなった。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① プロパニル

・評価第二部会において調査審議することとなった。

* 除草剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

② ペルメトリン

・評価第四部会において調査審議することとなった。

* 殺虫剤で、トマト、きゅうり等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、非結球あぶらな科葉菜類、かぶ等への適用拡大申請がされています。また、飼料中への残留基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。